

《 重要事項説明書 》



医療法人社団 翔洋会

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

大泉学園やまぼうし

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

大泉学園やまぼうし 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 翔洋会
(2) 法人所在地 東京都練馬区大泉学園町8-24-25
(3) 電話番号 03-3924-2215
(4) 代表者氏名 辻 正純
(5) 設立年月日 平成9年2月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成18年12月1日指定 1392000152号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるように、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 大泉学園やまぼうし
- (4) 事業所の所在地 東京都練馬区大泉学園町7-19-17
- (5) 電話番号 03-5933-0848
- (6) 管理者氏名 長谷川 泰久
- (7) 運営方針 利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成18年12月1日
- (9) 利用受入基準 介護保険認定者（要支援1～要介護5）で練馬区内に住民票のある方
- (10) 登録定員

登録定員	29人
通いサービス定員	15人
宿泊サービス定員	5人

(11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。
 宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

宿泊室	5室(個室)	事務室	1室
居間兼食堂	1室(45.33㎡)	送迎車	2台
台所	1室 (居間にも簡易キッチン 設置)	消防設備	各部屋簡易スプリンク ラー設置、自動火災通報 装置、消火器、煙探知機 等
浴室	1室		
相談室	1室		

3、実施地域及び営業日営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 練馬区内

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	〈基本時間〉 8時30分～17時
訪問サービス	〈基本時間〉 24時間
宿泊サービス	〈基本時間〉 17時～9時

※相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	指定基準	職務の内容
1. 代表者	1名 (常勤)	1名	小規模多機能型居宅介護 グループホームの管理責任者
2. 管理者	1名 (常勤)	1名	事業内容の調整
3. 計画作成担当者	1名 (常勤)	1名 (兼務可)	管理者と兼務
			サービスの調整・相談
4. 介護職員	10名以上 (常勤換算)	日中3対1 夜勤1名 宿直1名 (自宅待機可)	日常生活の介護・相談 日勤：8時半～17時半
			夜勤：17時～翌10時

5. 看護職員	1名 (非常勤)	1名	健康管理・介護職兼務
---------	-------------	----	------------

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者 (介護支援専門員兼務)	勤務時間：8：30～17：30
2. 介護職員	勤務時間：7：30～19：00 夜間の勤務時間：17：00～翌10：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
3. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30

5. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行なうかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア. 通いサービス

・事業所において、食事や入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ①食事
 - ・食事の提供及び食事の介助をします。
 - ・利用者と一緒に調理、片付けもします。
- ②入浴
 - ・利用者の状況に応じて適切な入浴の介助を行います。
 - ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行いません。
 - ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④機能訓練
 - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように勤めます。
- ⑥健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑦送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ. 訪問サービス

- ・利用者のお宅にお伺いして、食事や排泄、健康管理等の日常生活上の世話を提供します。

- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品など（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたっては、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行なう喫煙
 - ④ ご契約者もしくはその家族などに対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他契約者もしくはその家族に行なう迷惑行為

ウ. 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

エ. 介護相談

<サービス利用料金>

ア. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額
 利用料金は1か月ごとの包括料金です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金のご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要介護度と料金	利用にかかる自己負担（1割）	利用にかかる自己負担（2割）	利用にかかる自己負担（3割）
要支援1	3830円	7659円	11449円
要支援2	7739円	15478円	23137円
要介護1	11609円	23217円	34825円
要介護2	17061円	34122円	51183円
要介護3	24819円	49637円	74456円
要介護4	27392円	54783円	82175円
要介護5	30202円	60404円	90606円

- ☆ 月ごとの包括料金です。契約者の体調不良や状態の変化などにより、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引増額は致しません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供明細書」を交付します。
- ☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に関する費用は別途頂きます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ. 加算

当施設では、基本利用サービス費の他に、初期加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ・認知症加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、訪問体制強化加算、総合マネジメント加算等の算定を行っております。詳しくは添付の別表をご覧ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が、ご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用者負担>

ア. 食事の提供（食事代）

昼食	640円	おやつ	130円
朝食	560円	夕食	630円
1日	1、960円		

イ. 宿泊に関する費用

1泊につき 4,000円

ウ. 通常の事業の実態地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

エ. おむつ代

おむつ代基本的には持込みをお願いしていますが、やまぼうしでも提供できます。

パンツタイプ 170円/枚 パット 45円/枚 頂きます。

オ. レクリエーション

ご契約者の希望により、レクリエーションに参加していただく場合は実費をいただくことがあります。

カ. 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合に、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう1ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月10日までに請求書を発行しますので、発行後ご契約者の自動口座引き落としでお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。

(4)利用の中止、変更、追加

- ☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ☆ 5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5(2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17時までに申し出が無かった場合	実費を頂きます。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組合せることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況にあわせて、適切にサービスを提供するために、ご契約者との協議の上で、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して、ご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口【担当者】

大泉学園やまぼうし管理者 長谷川 泰久

又、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

練馬区役所・介護保険課	所在地 練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 3993-1111(代表)
国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課	所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 6238-0177
練馬区保健福祉サービス苦 情調整委員	所在地 練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 3993-1344
やすらぎミラージュ	所在地 練馬区大泉町4-24-7 電話番号 5905-1190
大泉北	所在地 練馬区大泉学園町4-21-1 電話番号 3924-2006
大泉学園	所在地 練馬区大泉学園町2-20-21 電話番号 5933-0156
南大泉	所在地 練馬区南大泉5-26-19 電話番号 3923-5556

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置します。

<運営推進会議>

構成：利用者、家族、地域住民の代表者（町会・老人会）、区職員、地域包括支援センター職員、民生委員、福祉医療などに知見を有する者等。

開催：隔月で開催

会議録：内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

◆辻内科循環器科歯科クリニック 練馬区大泉学園町8-24-25

<併設施設機関>

介護老人保健施設大泉学園ふきのとう、ふきのとう居宅介護支援事業所、
認知症対応型共同生活介護大泉学園さくらの家、
脳リハビリデイサービス大泉学園はなみずき、訪問看護ステーションふきのとう
地域包括支援センターセンターふきのとう支所、ふきのとう在宅介護支援センター

9. 非常火災の時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年に2回、利用者も参加して行います。

石神井消防署大泉学園出張所への届け出日：平成 18年 11月 24日

防火管理者 今井 賢典

自動火災報知機・非常通報装置・スプリンクラー・非常用照明・誘導灯

・消火器設置

電磁調理器使用

<地震、大水等災害発生時の対応>

自治体や地域の防災計画との関連も考慮しながら、別途定める防災計画に則って対応を行います。

10. サービス利用に当たっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご

利用により、破損などが生じた場合に、弁償していただく場合があります。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○喫煙は、防災の都合上、決められた場所をお願いします。

○事業所内でのほかの利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

この契約書の一部を交付する。

平成 21 年 4 月 1 日改定

平成 21 年 7 月 1 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

令和元年 10 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 1 1 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

小規模多機能居宅介護事業所 大泉学園やまぼうし

管理者 長谷川 泰久

説明者

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 _____ 印

代理人

住所

氏名 _____ 印

加算額

◆提供したサービスに応じてかかる料金（加算）「該当区分」○が対象。

加算名	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担額	内容（算定条件）	該当区分
初期加算	333円 （1日あたり）	34円 （1日あたり）	利用期間から起算して30日以内の期間について負担が必要になります。30日を超える入院をされた後に再開した場合も同様です。	○ 継続
認知症加算Ⅲ	8436円	844円	医師の診断（意見書）による認知症自立度がⅢ以上の利用者が利用した場合。	○ R6年 4・1～
認知症加算iv	5106円	511円	医師の診断（意見書）による認知症自立度がⅡで、かつ要介護Ⅱの利用者が利用した場合。	○ R6年 4・1～
若年性認知症利用者受入加算	8880円 4995円	888円 500円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	○ H30年 4・1～

◆事業所の職員の人員体制に応じてかかる料金（加算）。「該当区分」○が対象。

加算名	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担額	内容（算定条件）	該当区分
サービス提供体制強化加算Ⅰ	8325円	833円	介護職員のうち、介護福祉士の有資格者が70%以上の場合	○ R3年 4・1～
※上記の要件に加え、①事業所で従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施すること。 ②利用者に関する情報や留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議を月1回開催することが上記加算を受ける条件になります。				
訪問体制強化加算	11100円	1110円	・訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。 ・訪問サービスの算定月における延べ訪問回数が1月あたり200回以上である場合。 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽老老人ホーム、有料老人ホーム、	○ H27年 4・1～

			サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上である場合。	
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	8880円	888円	・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている場合。 ・各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」「地域における活動への参加の機会が確保されている」場合	○ H27年 4・1～
生活機能向上連携加算Ⅰ	1110円	110円	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行うこと ・介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること	○ H30年 4・1～
栄養スクリーニング加算	66円	7円 6月に1回	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係わる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。	○ H30年 4・1～

◆練馬区が独自に選定している加算

加算名	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担額	内容(算定条件)	該当区分
対象者加算	2220円	222円	独居の利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場	○ H27年

			合は、1月につき所定単位数を加算する。	11・1 ～
体制加算	3330 円	333 円	認知症介護実践リーダー研修を終了している常勤の者 1 名以上配置し、その者を中心に運営推進会議等の場を活用して、利用者家族や地域住民を対象に自主事業として認知症ケアに関する介護教室やそれに類似する介護者支援事業を年間計画に基づいて年に 2 回以上実施し、区へ報告すること。また、事業所内で認知症ケアに関する技術向上を目的とした勉強会を月に 1 回以上開催し、その実施状況を記録すること。	×
体制加算	3330 円	333 円	①運営等の基準における運営推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の介護サービス事業者等の参加を積極的に促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービス質の向上を図ること。また議事録を区へ提出すること ②運営状況、活動内容および運営推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね 2 月に 1 回以上、事業所が外部に発信するツールによって周知を図ること。また、その実施状況を区へ報告すること。 ③地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録	○ H27 年 11・1 ～

			すること。	
体制加算	2220 円	222 円	<p>①年間計画に基づいて、年に1回以上、地域の町会・自治会・福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>②年間計画に基づいて、年に1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること</p> <p>③算定月に月末において、ひまわり 110 番(こども 110 番)に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること</p>	○ H27 年 11・1 ～

◆介護職員処遇改善交付金相当分等分を介護報酬に円滑に移行するため例外的かつ経過的な取り扱いとして介護職員処遇改善加算が加算されます。

加算名	一ヶ月あたりの自己負担金	内容 (算定要件)	該当区分
介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の 149/1000 を毎月の単位数に加算	別紙参照	○ R6 年 6・1～

処遇改善加算の算定概要

①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）介護職員の賃金改善に必要な見込み額が同加算の算定見込み額を上回る計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を講ずる
- （２）（１）の賃金改善計画、計画に係る実施期間及び実施方法、その他の介護職員の処遇改善の計画などを記載した介護職員処遇改善計画書を作成。全介護職員に周知し、都道府県などに提出。
- （３）同加算の算定額に相当する賃金改善を実施
- （４）事業年度ごとに介護職員処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告
- （５）算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法など労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと
- （６）労働保険料の納付を適正に行っている
- （７）（一）次の基準の全てに適合すること
 - a 介護職員の任用における職責または職務内容などの要件を定めている
 - b a の要件について書面をもって作成し、全介護職員に周知
- （二）次の基準の全てに適合すること
 - a 介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修の実施など
 - b a について全介護職員に周知
- （８）2015 年 4 月から②の届け出の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するもの以外）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全職員に周知